

「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表等

目次

(ページ)

・ 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	3
・ 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	8
・ 債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	9
・ 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	11
・ 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	14
・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	17
・ 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの一部改正新旧対照表	41
・ 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	42
・ 株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	47
・ 債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	48
・ 適時開示に係る宣誓書等を廃止する規則	50

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 新規上場申請者（当取引所に有価証券が上場されていない発行者が、有価証券の上場を申請する場合の当該発行者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した当取引所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 上場申請日以降の日に、上場申請に係る株券（当該株券に係る権利を表示する預託証券を含む。）の公募（一般募集による株券又は株券に係る権利を表示する預託証券の発行又は処分をいう。以下同じ。）若しくは売出し又は上場申請に係る株券の上場のための数量制限付分売を行うときは、その内容</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 上場申請に係る株券についての指定振替機関（当取引所が指定する振替機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の振替業における取扱いに関する事項</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者は、第1項に規定する有価証券上場申請書に</p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 新規上場申請者（当取引所に有価証券が上場されていない発行者が、有価証券の上場を申請する場合の当該発行者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した当取引所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 上場申請日以降の日に、上場申請に係る株券（当該株券に係る権利を表示する預託証券を含む。）の公募（一般募集による<u>新株</u>又は株券に係る権利を表示する預託証券の発行をいう。以下同じ。）若しくは売出し又は上場申請に係る株券の上場のための数量制限付分売を行うときは、その内容</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 上場申請に係る株券（<u>外国株券を除く。</u>）についての指定振替機関（当取引所が指定する振替機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の振替業における取扱いに関する事項</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>新規上場申請者（内国株券の新規上場申請者に限る。）が、上場後において、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第42条に規定する投資単位の水準への移行及びその維持に努める旨を確約した書面</u> <u>ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、添付を要しない。</u></p> <p>(10)の2 (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者は、第1項に規定する有価証券上場申請書に</p>

は、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 株券上場審査基準第4条第3項第1号、第3号又は第5号に該当する新規上場申請者

a 前項第1号から第6号まで、第8号及び第10号に掲げる書類

b・c (略)

(2)～(4) (略)

4～11 (略)

(取引所規則の遵守に関する確認書等)

第7条の4 株券の上場を申請する新規上場申請者は、当取引所が当該有価証券の上場を承認した場合には、次の各号に定める書類を提出し、第2号に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) 当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」

(2) (略)

付 則

1 この改正規定は、平成22年6月30日から施行する。

2 改正前の第7条の4の規定に基づき当取引所所定の「適時開示に係る宣誓書」を提出した者は、当該宣誓書に署名を行った代表者の異動について決議又は決定を行った場合は、当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を異動後直ちに提出するものとする。

は、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 株券上場審査基準第4条第3項第1号、第3号又は第5号に該当する新規上場申請者

a 前項第1号から第6号まで、第8号及び第10号の2に掲げる書類

b・c (略)

(2)～(4) (略)

4～11 (略)

(適時開示に係る宣誓書等)

第7条の4 株券の上場を申請する新規上場申請者は、当取引所が当該有価証券の上場を承認した場合には、次の各号に定める書類を提出し、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) 当取引所所定の適時開示に係る宣誓書及び当取引所が定める添付書類

(2) (略)

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（当取引所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、その決定理由又は発生経緯その他の当取引所が投資者の投資判断上重要と認める内容を、直ちに、開示しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の a から y までに掲げる事実のいずれかが発生した場合</p> <p>a～i (略)</p> <p>j 親会社等（親会社、<u>財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社又はその親会社をいう。</u>以下同じ。）に係る破産手続開始の申立て等</p> <p>k～y (略)</p> <p>(決算短信等)</p> <p>第4条 上場会社は、事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合は、<u>当取引所所定の「決算短信（サマリー情報）」又は「四半期決算短信（サマリー情報）」により、直ちにその内容を開示しなければならない。</u></p> <p>(予想値の修正等)</p> <p>第5条 上場会社は、当該上場会社の属する企業集団（<u>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第4条第1項第1号に規定する企業集団をいう。</u>以下同じ。）の売上高、営業利益、<u>経常利益又は純利益（上場会社が I F R S 任意適用会社（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準により財務諸表等又は四半期財務諸表等を作成し、内閣総理大臣等に提出する会社をいう。以下同じ。）である場合は、売上</u></p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（当取引所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、その決定理由又は発生経緯その他の当取引所が投資者の投資判断上重要と認める内容を、直ちに、開示しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の a から y までに掲げる事実のいずれかが発生した場合</p> <p>a～i (略)</p> <p>j 親会社等（親会社又は<u>財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社をいう。</u>以下同じ。）に係る破産手続開始の申立て等</p> <p>k～y (略)</p> <p>(決算短信等)</p> <p>第4条 上場会社は、事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(予想値の修正等)</p> <p>第5条 上場会社は、当該上場会社の<u>売上高、営業利益、経常利益若しくは純利益又は当該会社の属する企業集団の売上高、営業利益、経常利益若しくは純利益</u>について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた<u>前事業年度又は前連結会計年度の実績値</u>）に比較して当該上場会社が新たに算出した予想値又は<u>当事業年度若しくは当連結会計年度の決算</u>において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして当取引所が定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合は、直ちにその内容を開示</p>

高、営業利益、税引前利益、当期利益又は親会社の所有者に帰属する当期利益）について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）に比較して当該上場会社が新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして当取引所が定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

2 (略)

3 上場会社は、法第166条第2項第3号に掲げる事実が生じた場合（前2項に規定する場合を除く。）又は同条第2項第7号に掲げる事実が生じた場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

4 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する第1項の規定の適用については、同項中「当該上場会社の属する企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第4条第1項第1号に規定する企業集団をいう。以下同じ。）」とあるのは「当該上場会社」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」とする。

（開示内容の変更又は訂正）

第16条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、第4条の規定に基づき開示した決算の内容について有価証券報告書又は四半期報告書の提出前に変更又は訂正すべき事情が生じた場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものと当取引所が認める場合を除く。）の開示については、当該決算に係る有価証券報告書又は四半期報告書の提出後遅滞なく行えば足りるものとする。

しなければならない。

2 (略)

3 上場会社は、その子会社等（施行令第27条の2各号に掲げる有価証券の発行者及び連動子会社に限る。）の売上高、営業利益、経常利益又は純利益について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に比較して当該子会社等が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして当取引所が定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

（新設）

（開示内容の変更又は訂正）

第16条 (略)

2 前項の規定は、上場会社が第2条から第12条まで又は前条第2項の規定に基づき開示した内容と有価証券報告書、四半期報告書、有価証券届出書又は臨時報告書（これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。）における当該開示に係る内容に差異が生じた場合について準用する。

第18条 削除

(株式分割の効力発生日等)

第25条 上場内国会社は、上場内国株券について株式分割又は株式無償割当て（上場内国株券に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるものに限る。）を行う場合には、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日等の翌日を当該株式分割又は株式無償割当ての効力発生日として定めるものとする。

2 上場内国会社は、前項に規定する場合において、発行可能株式総数の増加に係る株主総会の決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該株式分割又は株式無償割当てを行うことが確定する日から起算して5日目（休業日を除外する。）の日以後の日を、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日等とするものとする。

(独立役員の確保)

第31条の2 上場内国会社は、一般株主保護のため、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役であって、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。）又は社外監査役（会社法第2条第

(適時開示に係る宣誓書)

第18条 上場会社は、有価証券上場規程第7条の4に規定する宣誓書及び添付書類（この条の規定により宣誓書及び添付書類を提出している場合における当該宣誓書及び添付書類を含む。）について、次の各号のいずれかに該当するときには、速やかに当取引所所定の宣誓書及び当取引所が定める添付書類を提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該宣誓書及び添付書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) 当該宣誓書に署名を行った代表者の異動があったとき

(2) 過去5年間に於いて、当該宣誓書を提出していないこととなったとき

(株式分割の効力発生日等)

第25条 上場内国会社は、上場内国株券について株式分割又は株式無償割当て（上場内国株券に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるものに限る。）を行う場合には、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日の翌日を当該株式分割又は株式無償割当ての効力発生日として定めるものとする。

2 上場内国会社は、前項に規定する場合において、発行可能株式総数の増加に係る株主総会の決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該株式分割又は株式無償割当てを行うことが確定する日から起算して5日目（休業日を除外する。）の日以後の日を、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日とするものとする。

(独立役員の確保)

第31条の2 上場内国会社は、一般株主保護のため、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。）又は社外監査役（同条第16号に規定する社外監査役をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を1名以上確保しなければならない。

16号に規定する社外監査役であって、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。)をいう。以下同じ。)を1名以上確保しなければならない。

(第三者割当に係る遵守事項)

第34条 上場会社は、第三者割当による募集株式等(募集株式並びに会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権(処分する自己新株予約権を含む。))及びこれに相当する外国の法令の規定により割り当てる新株予約権をいう。以下同じ。)の割当てを行う場合(当取引所が定める議決権の比率が25%以上となる場合に限る。)又は当該割当て及び当該割当てに係る募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合は、次の各号に掲げる手続のいずれかを行わなければならない。ただし、当該割当ての緊急性が極めて高いものとして当取引所が定める場合はこの限りでない。

(1)・(2) (略)

(MBOに係る遵守事項)

第38条 上場会社が、公開買付者が公開買付対象者の役員である公開買付け(公開買付者が公開買付対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって公開買付対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。)に関して、第2条第1号yに定める意見の公表又は株主に対する表示を行う場合の適時開示は、必要かつ十分に行わなければならない。

(支配株主との重要な取引等に係る遵守事項)

第38条の2 支配株主を有する上場会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する事項の決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当該支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行わなければならない。

(1) 当該上場会社の業務執行を決定する機関が、第2条第1号a(第三者割当による募集株式等の割当てを行う場合に限る。)、e、iからmまで、oからsまで、wからzまで又はa oに掲げる事項(支配

(第三者割当に係る遵守事項)

第34条 上場会社は、第三者割当による募集株式等(募集株式並びに会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権及びこれに相当する外国の法令の規定により割り当てる新株予約権をいう。以下同じ。)の割当てを行う場合(当取引所が定める議決権の比率が25%以上となる場合に限る。)又は当該割当て及び当該割当てに係る募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合は、次の各号に掲げる手続のいずれかを行わなければならない。ただし、当該割当ての緊急性が極めて高いものとして当取引所が定める場合はこの限りでない。

(1)・(2) (略)

(MBO等に係る遵守事項)

第38条 上場会社が、公開買付者が公開買付対象者の役員である公開買付け(公開買付者が公開買付対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって公開買付対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。)又は支配株主による公開買付けに関して、第2条第1号yに定める意見の公表又は株主に対する表示を行う場合の適時開示は、必要かつ十分に行わなければならない。

(新設)

株主その他当取引所が定める者が関連するものに限る。)のいずれかを行うことについての決定をする場合(同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。)

(2) 当該上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、第3条第1号aからeまで、gからkまで、n、o又はsに掲げる事項(支配株主その他当取引所が定める者が関連するものに限る。)のいずれかを行うことについての決定をする場合(同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。)

2 上場会社は、前項各号に掲げる場合には、必要かつ十分な適時開示を行わなければならない。

(決算内容に関する補足説明資料の公平な提供)

第46条の3 上場会社は、第4条の規定に基づき開示した決算の内容について補足説明資料を作成し投資者へ提供する場合には、公平に行うよう努めなければならない。

(新設)

付 則

- 1 この改正規定は、平成22年6月30日から施行する。
- 2 四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合の開示については、改正後の第4条の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後最初に終了する四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合の開示から適用する。
- 3 事業年度又は連結会計年度に係る決算の内容が定まった場合の開示については、改正後の第4条の規定は、平成23年3月1日以後最初に終了する事業年度又は連結会計年度に係る決算の内容が定まった場合の開示から適用する。
- 4 改正後の第16条第2項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合の開示から適用する。

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄（セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 上場契約違反等</p> <p>上場会社が上場契約について重大な違反を行った場合、有価証券上場規程第3条の2、第12条の3第6項若しくは第13条第6項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合</p> <p>(13)～(20) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成22年6月30日から施行する。</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄（セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 上場契約違反等</p> <p>上場会社が上場契約について重大な違反を行った場合、有価証券上場規程第3条の2、<u>第7条の4</u>、第12条の3第6項若しくは第13条第6項又は<u>上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第18条</u>の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合</p> <p>(13)～(20) (略)</p> <p>2 (略)</p>

債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場申請)</p> <p>第2条 債券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」</u>。ただし、上場会社及び上場債券の発行者並びに金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第1項第1号、第2号及び第3号に定める有価証券の発行者については、提出を要しない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>(社債券の上場廃止基準)</p> <p>第7条 上場社債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 債券上場契約について重大な違反を行った場合、第2条第1項第5号の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は債券上場契約の当事者でなくなることとなった場合</p> <p>2 (略)</p>	<p>(上場申請)</p> <p>第2条 債券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>当取引所所定の適時開示に係る宣誓書及び当取引所が定める添付書類</u>。ただし、上場会社及び上場債券の発行者並びに金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第1項第1号、第2号及び第3号に定める有価証券の発行者については、提出を要しない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(適時開示に係る宣誓書)</u></p> <p>第6条の2 <u>第2条第1項第6号に規定する宣誓書及び添付書類を提出した者（上場会社を除く。）その他当取引所が定める者は、当取引所が定めるときに該当する場合には、速やかに当取引所所定の適時開示に係る宣誓書及び当取引所が定める添付書類を提出するものとする。この場合において、当該宣誓書及び添付書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</u></p> <p>第6条の3 (略)</p> <p>(社債券の上場廃止基準)</p> <p>第7条 上場社債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 債券上場契約について重大な違反を行った場合、第2条第1項第5号若しくは第6号又は第6条の2の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は債券上場契約の当事者でなくなることとなった場合</p> <p>2 (略)</p>

付 則

この改正規定は、平成22年6月30日から施行する。

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、Ⅰの部及びⅡの部から成るものとし、次のaからgまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者（外国会社を除く。）がセントレックスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部とし、新規上場申請者（セントレックスへの上場を申請する者及び外国会社を除く。）が上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であつて、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由によりⅡの部を作成することができない場合に限る。）又は新規上場申請者が外国会社である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。</p> <p>a～d （略）</p> <p>e 新規上場申請者が外国会社（継続開示会社である外国会社を除く。）である場合には、bにより作成する「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載する財務書類（外国会社の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。）は、財務諸表等規則第129条に定める作成基準に準じて作成するものとする。</p> <p>f・g （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 第11号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで、j及びnに規定する書類については、添付を要しない。</p> <p>a～i （略）</p> <p>j 当取引所所定の「株式の分布状況表」</p> <p>この場合において、<u>会社法又は保振法の規定により基準日等（会社法の規定により設けられた基準日及び振替法第151条第1項又は第8項の規</u></p>	<p>2 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、Ⅰの部及びⅡの部から成るものとし、次のaからgまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者（外国会社を除く。）がセントレックスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部とし、新規上場申請者（セントレックスへの上場を申請する者及び外国会社を除く。）が上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であつて、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由によりⅡの部を作成することができない場合に限る。）又は新規上場申請者が外国会社である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。</p> <p>a～d （略）</p> <p>e 新規上場申請者が外国会社（継続開示会社である外国会社を除く。）である場合には、bにより作成する「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載する財務書類（外国会社の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。）は、財務諸表等規則第127条に定める作成基準に準じて作成するものとする。</p> <p>f・g （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 第11号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで、j及びnに規定する書類については、添付を要しない。</p> <p>a～i （略）</p> <p>j 当取引所所定の「株式の分布状況表」</p> <p>この場合において、<u>会社法の規定により基準日を設けたとき（振替法第151条第1項第2号、第3号、第4号又は第6号の規定に基づき振替機関が</u></p>

定に基づき同法第2条第2項に規定する振替機関が総株主通知を行った場合におけるその基準となる日をいう。以下同じ。)を設けたときは、当該基準日等における株主が所有する株式の数又は株主の数を把握した都度、更新後の「株式の分布状況表」を提出するものとする。

k～o (略)

(4)・(5) (略)

6 第3条(新規上場申請手続)第7項関係

(1) (略)

(2) 第7項ただし書に規定する「当取引所が定める外国会社」とは、次のa及びbに該当する外国会社をいうものとし、当該外国会社は、bに規定する証明に係る監査報告書で訳文を付したものを提出するものとする。この場合において、当該監査報告書で訳文を付したものについては、前(1)の規定を準用して、その写しを提出することができる。

a 第1号に掲げる財務書類が、2(1)eの規定に基づき財務諸表等規則第129条に定める作成基準に準じて作成されていること。

b (略)

(3) (略)

10の3 第7条の4(取引所規則の遵守に関する確認書等)関係

(1) 第2号に規定する書面には、新規上場申請者の代表者による署名を要するものとする。

(削る)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

13の3 第10条の3(新株予約権証券の上場)関係

第1項に規定する「当取引所が定める基準」とは、次の各号に定める基準(当該新株予約権証券が外国会社が発行するものである場合には、当該基準に準ずる

総株主通知を行った場合を含む。)は、当該基準日(振替機関が当該総株主通知を行った場合におけるその基準となる日を含む。以下「基準日等」という。)における株主が所有する株式の数又は株主の数を把握した都度、更新後の「株式の分布状況表」を提出するものとする。

k～o (略)

(4)・(5) (略)

6 第3条(新規上場申請手続)第7項関係

(1) (略)

(2) 第7項ただし書に規定する「当取引所が定める外国会社」とは、次のa及びbに該当する外国会社をいうものとし、当該外国会社は、bに規定する証明に係る監査報告書で訳文を付したものを提出するものとする。この場合において、当該監査報告書で訳文を付したものについては、前(1)の規定を準用して、その写しを提出することができる。

a 第1号に掲げる財務書類が、2(1)eの規定に基づき財務諸表等規則第127条第1項又は第2項に定める作成基準に準じて作成されていること。

b (略)

(3) (略)

10の3 第7条の4(適時開示に係る宣誓書等)関係

(1) 第1号に規定する宣誓書及び第2号に規定する書面には、新規上場申請者の代表者による署名を要するものとする。

(2) 第1号に規定する「当取引所が定める添付書類」とは、新規上場申請者の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況を記載した書面をいうものとする。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

13の3 第10条の3(新株予約権証券の上場)関係

第1項に規定する「当取引所が定める基準」とは、次の各号に定める基準(当該新株予約権証券が外国会社が発行するものである場合には、当該基準に準ずる

基準) のいずれにも適合することをいい、その上場期間は、当該新株予約権の行使期間満了の前日であって、当取引所が定める日までとする。

(1) (略)

(2) 行使期間満了の日が割当てに係る基準日等後2か月以内に到来するものであること。

(3)～(5) (略)

付 則

この改正規定は、平成22年6月30日から施行する。

基準) のいずれにも適合することをいい、その上場期間は、当該新株予約権の行使期間満了の前日であって、当取引所が定める日までとする。

(1) (略)

(2) 行使期間満了の日が割当てに係る基準日後2か月以内に到来するものであること。

(3)～(5) (略)

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2 第4条（上場審査基準）第1項関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 純資産の額</p> <p>a 第5号に規定する「純資産の額」とは、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び少数株主持分を控除して得た額をいう。以下同じ。）をいうものとする。ただし、新規上場申請者が<u>I F R S 任意適用会社である場合は、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。</u></p> <p>b (略)</p> <p>c a及び前bの規定にかかわらず、新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合の第5号に規定する「純資産の額」とは、貸借対照表に基づいて算定される純資産の額をいうものとする。<u>ただし、当該新規上場申請者が I F R S 任意適用会社である場合は、貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。</u></p> <p>d～j (略)</p> <p>(5) 利益の額</p> <p>a (略)</p> <p>b 第6号に規定する「利益の額」とは、連結損益計算書に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」（同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額）と</p>	<p>2 第4条（上場審査基準）第1項関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 純資産の額</p> <p>a 第5号に規定する「純資産の額」とは、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（<u>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）</u>の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び少数株主持分を控除して得た額をいう。以下同じ。）をいうものとする。ただし、新規上場申請者が<u>同規則第93条の規定の適用を受ける場合は、</u>連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。</p> <p>b (略)</p> <p>c a及び前bの規定にかかわらず、新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合の第5号に規定する「純資産の額」とは、貸借対照表に基づいて算定される純資産の額をいうものとする。</p> <p>d～j (略)</p> <p>(5) 利益の額</p> <p>a (略)</p> <p>b 第6号に規定する「利益の額」とは、連結損益計算書に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」（同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額）と</p>

のいずれか低い額に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。)をいうものとする。ただし、新規上場申請者がI F R S 任意適用会社である場合は、連結損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

- c 前bの規定にかかわらず、審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間に係る第6号に規定する「利益の額」とは、損益計算書に基づいて算定される利益の額（財務諸表等規則第95条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第95条の4により表示される「税引前当期純利益金額」又は「税引前当期純損失金額」（同規則第98条の2により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額）とのいずれか低い額をいう。以下同じ。)をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者が I F R S 任意適用会社である場合は、損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

d～1 (略)

(6)～(10) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成22年6月30日から施行する。
- 2 改正後の2の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規上場申請を行う者から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、新規上場申請者が、連結

のいずれか低い額に同規則第65条第1項第3号により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。)をいうものとする。ただし、新規上場申請者が同規則第93条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額（連結損益計算書上の経常利益金額又は経常損失金額に相当する額（営業利益相当額又は営業損失相当額に営業外収益相当額及び営業外費用相当額を加減した額から少数株主持分を控除した額）と税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額に相当する額（経常利益金額又は経常損失金額に相当する額に特別損益項目に相当する項目に計上された額を加減した額）とのいずれか低い額をいう。)をいうものとする。

- c 前bの規定にかかわらず、審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間に係る第6号に規定する「利益の額」とは、損益計算書に基づいて算定される利益の額（財務諸表等規則第95条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第95条の4により表示される「税引前当期純利益金額」又は「税引前当期純損失金額」（同規則第98条の2により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額）とのいずれか低い額をいう。以下同じ。)をいうものとする。

d～1 (略)

(6)～(10) (略)

財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第73号）附則第2条の規定により連結財務諸表を同府令第1条の規定による改正前の連結財務諸表規則第93条の規定により作成する場合は、第4条第1項第5号に規定する純資産の額については、改正前の2(4)aを、第4条第1項第6号に規定する利益の額については、改正前の2(5)bの規定を適用する。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部
改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（会社情報の開示）関係</p> <p>(1) 第2条に規定する当取引所が定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に従い、当該aから1までに定めることとする。<u>ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。</u></p> <p>a (略)</p> <p>b 第1号mに掲げる事項</p> <p>(a) 事業の一部を譲渡する場合 次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>イ <u>直前連結会計年度の</u>末日における当該事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が同日における<u>連結純資産額（連結財務諸表における純資産額をいう。以下2までにおいて同じ。）</u>の100分の30に相当する額未満であること。</p> <p>ロ 当該事業の譲渡の予定日の属する<u>連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度</u>においていずれも当該事業の譲渡による<u>連結会社（上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社をいう。以下2までにおいて同じ。）</u>の売上高の減少額が<u>直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満</u>であると見込まれること。</p> <p>ハ 当該事業の譲渡の予定日の属する<u>連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度</u>においていずれも当該事業の譲渡による<u>連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満</u>であると見込まれること。</p> <p>ニ 当該事業の譲渡の予定日の属する<u>連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度</u>においていずれも当該事業の譲渡による<u>連結当期純利益（IFRS任意適用会社である場</u></p>	<p>1 第2条（会社情報の開示）関係</p> <p>(1) 第2条に規定する当取引所が定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に従い、当該aから1までに定めることとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 第1号mに掲げる事項</p> <p>(a) 事業の一部を譲渡する場合 次に掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>イ <u>直前事業年度の</u>末日における当該事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が同日における<u>純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下同じ。）</u>の100分の30に相当する額未満であること。</p> <p>ロ 当該事業の譲渡の予定日の属する<u>事業年度及び翌事業年度の各事業年度</u>においていずれも当該事業の譲渡による<u>売上高の減少額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満</u>であると見込まれること。</p> <p>ハ 当該事業の譲渡の予定日の属する<u>事業年度及び翌事業年度の各事業年度</u>においていずれも当該事業の譲渡による<u>経常利益の増加額又は減少額が直前事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満</u>であると見込まれること。</p> <p>ニ 当該事業の譲渡の予定日の属する<u>事業年度及び翌事業年度の各事業年度</u>においていずれも当該事業の譲渡による<u>当期純利益の増加額又は減少額が直前事業年度の当期純利益金額</u></p>

合は、親会社の所有者に帰属する当期利益。以下2までにおいて同じ。)の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ホ 取引規制府令第49条第8号イに掲げる事項

(b) 事業の全部又は一部を譲り受ける場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該事業の譲受けによる資産の増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 当該事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲受けによる連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 当該事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲受けによる連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ニ 当該事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲受けによる連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ホ 取引規制府令第49条第8号ロ又はハに掲げる事項

c 第1号oに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売

の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(新設)

(b) 事業の全部又は一部を譲り受ける場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該事業の譲受けによる資産の増加額が直前事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 当該事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲受けによる売上高の増加額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 当該事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲受けによる経常利益の増加額又は減少額が直前事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ニ 当該事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲受けによる当期純利益の増加額又は減少額が直前事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(新設)

c 第1号oに掲げる事項

新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による売上高の増加額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新

上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が直前連結会計年度の末日における連結会社の固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 取引規制府令第49条第9号に定める事項

d 第1号pに掲げる事項

(a) 業務上の提携を行う場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合においては、当該(イ)又は(ロ)のそれぞれに定める基準に該当すること。

(イ) 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合

当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額（連結財務諸表における資本金の額をいう。以下2までにおいて同じ。）とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあっては、新たに取得される株式の数が上場会社の直前連結会計年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であると見込まれること。

(ロ) 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立する場合（当該新会社の設立が子会社等の設立に該当する場合を除く。）

新会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率（所有する株式の数又は持分の価額

技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が直前事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

d 第1号pに掲げる事項

(a) 業務上の提携を行う場合

当該業務上の提携の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携による売上高の増加額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合

当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が上場会社の直前事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあっては、新たに取得される株式の数が上場会社の直前事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であると見込まれること。

ロ 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立する場合（当該新会社の設立が子会社等の設立に該当する場合を除く。）

新会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率（所有する株式の数又は持分の価額を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下この(1)及び2(1)において同じ。）を乗じて得たものがいずれも上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ、

を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下この(1)及び2(1)において同じ。)を乗じて得たものがいずれも上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも直前連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 取引規制府令第49条第10号イに掲げる事項

(b) 業務上の提携の解消を行う場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合においては、当該(イ)又は(ロ)のそれぞれに定める基準に該当すること。

(イ) 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金の額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、取得されている株式の数が上場会社の直前連結会計年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であること。

(ロ) 他の会社と共同して新会社を設立して行っている業務上の提携を解消する場合

新会社の直前事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を

かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも上場会社の直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 業務上の提携の解消を行う場合

当該業務上の提携の解消の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携の解消による売上高の減少額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が上場会社の直前事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、取得されている株式の数が上場会社の直前事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であること。

ロ 他の会社と共同して新会社を設立して行っている業務上の提携を解消する場合

新会社の直前事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であり、かつ、当該新会社の直前事業年度

乗じて得たものが上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であり、かつ、当該新会社の直前事業年度の売上高に出資比率を乗じて得たものが直前連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

ロ 取引規制府令第49条第10号ロに掲げる事項

e 第1号qに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当する子会社等（連動子会社を除く。）の異動を伴うものであること。

(a) 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の末日における総資産の帳簿価額（新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社等の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額の見込額）が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

(b) 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の売上高（新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社等の各事業年度の売上高の見込額）が直前連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

(c) 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の経常利益金額（新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社等の各事業年度の経常利益金額の見込額）が上場会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

(d) 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の当期純利益金額（新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社等の各事業年度の当期純利益金額の見込額）が上場会社の

の売上高に出資比率を乗じて得たものが上場会社の直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

e 第1号qに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当する子会社等（連動子会社を除く。）の異動を伴うものであること。

(a) 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の末日における総資産の帳簿価額（新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社等の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額の見込額）が上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

(b) 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の売上高（新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社等の各事業年度の売上高の見込額）が上場会社の直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

(c) 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の経常利益金額（新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社等の各事業年度の経常利益金額の見込額）が上場会社の直前事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

(d) 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の当期純利益金額（新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社等の各事業年度の当期純利益金額の見込額）が上場会社の

直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

(e)～(g) (略)

(h) 取引規制府令第49条第11号に定める事項

f 第1号rに掲げる事項

(a) 固定資産を譲渡する場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 上場会社の直前連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が同日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

ロ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結経常利益の増加額又は減少額が上場会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結当期純利益の増加額又は減少額が上場会社の直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

三 取引規制府令第49条第12号イに掲げる事項

(b) 固定資産を取得する場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該固定資産の取得価額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 取引規制府令第49条第12号ロに掲げる事項

g 第1号sに掲げる事項

(a) リースによる固定資産の賃貸を行う場合

上場会社の直前連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が、同日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

(b) リースによる固定資産の賃借を行う場合

直前事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

(e)～(g) (略)

(新設)

f 第1号rに掲げる事項

(a) 固定資産を譲渡する場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 上場会社の直前事業年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が同日における純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

ロ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する事業年度において当該固定資産の譲渡による経常利益の増加額又は減少額が上場会社の直前事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する事業年度において当該固定資産の譲渡による当期純利益の増加額又は減少額が上場会社の直前事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(新設)

(b) 固定資産を取得する場合

当該固定資産の取得価額が上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

g 第1号sに掲げる事項

(a) リースによる固定資産の賃貸を行う場合

上場会社の直前事業年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が、同日における純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

(b) リースによる固定資産の賃借を行う場合

当該固定資産のリース金額の総額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

h 第1号tに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 取引規制府令第49条第13号に定める事項

i 第1号wに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 新たな事業の開始の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新たな事業の開始による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が直前連結会計年度の末日における連結会社の固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 取引規制府令第49条第14号に定める事項

当該固定資産のリース金額の総額が上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

h 第1号tに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による売上高の減少額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による経常利益の増加額又は減少額が直前事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による当期純利益の増加額又は減少額が直前事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(新設)

i 第1号wに掲げる事項

新たな事業の開始の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新たな事業の開始による売上高の増加額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が直前事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

j 第1号 a bに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 合理化の実施の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該合理化の実施による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 合理化の実施の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該合理化の実施による連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 合理化の実施の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該合理化の実施による連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

k 第1号 a gに掲げる事項

上場会社の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

1 (略)

(1)の2 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する前(1)の規定の適用については、「連結経常利益」とあるのは「経常利益」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「連結純資産額（連結財務諸表における純資産額をいう。以下2までにおいて同じ。）」とあるのは「純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下この(1)において同じ。）」と、「連結会社（上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社をいう。以下2までにおいて同じ。）の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結当期純利益」とあるのは

j 第1号 a bに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 合理化の実施の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該合理化の実施による売上高の減少額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 合理化の実施の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該合理化の実施による経常利益の増加額又は減少額が直前事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 合理化の実施の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該合理化の実施による当期純利益の増加額又は減少額が直前事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

k 第1号 a gに掲げる事項

上場会社の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

1 (略)

(新設)

「当期純利益」と、「連結純資産額」とあるのは「純資産額」と、「連結会社の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結会社の固定資産」とあるのは「固定資産」と、「連結資本金額（連結財務諸表における資本金の額をいう。以下2までにおいて同じ。）」とあるのは「資本金の額」と、「連結資本金額」とあるのは「資本金の額」と、「連結会社の債務」とあるのは「債務」とする。

(2) 第2条に規定する当取引所が定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからiまでに掲げる区分に従い、当該aからiまでに定めることとする。ただし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

a 第2号aに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額（IFRS任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益。以下この(2)において同じ。）の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 取引規制府令第50条第1号に定める事項

b 第2号dに掲げる事実

(a) 訴えが提起された場合

訴訟の目的の価額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連

(2) 第2条に規定する当取引所が定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからiまでに掲げる区分に従い、当該aからiまでに定めることとする。

a 第2号aに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前事業年度の末日における純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(新設)

b 第2号dに掲げる事実

(a) 訴えが提起された場合

訴訟の目的の価額が直前事業年度の末日における純資産額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度におい

結会計年度においていずれも当該敗訴による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等（訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(2)及び2(2)において同じ。）の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ 判決等により上場会社の給付する財産の額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結経常利益の減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ニ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結当期純利益の減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ホ 取引規制府令第50条第3号イ又はロに掲げる事項

c 第2号eに掲げる事実

ていずれも当該敗訴による売上高の減少額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等（訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(2)及び2(2)において同じ。）の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ 判決等により上場会社の給付する財産の額が直前事業年度の末日における純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 判決等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による売上高の減少額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 判決等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による経常利益の減少額が直前事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ニ 判決等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による当期純利益の減少額が直前事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(新設)

c 第2号eに掲げる事実

(a) 仮処分命令の申立てがなされた場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおりに発せられたとした場合、当該申立ての日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該仮処分命令による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 取引規制府令第50条第4号イに掲げる事項

(b) 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等（申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(2)及び2(2)において同じ。）の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結経常利益の減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結当期純利益の減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満である

(a) 仮処分命令の申立てがなされた場合

当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおりに発せられたとした場合、当該申立ての日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該仮処分命令による売上高の減少額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等（申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(2)及び2(2)において同じ。）の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ 裁判等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による売上高の減少額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 裁判等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による経常利益の減少額が直前事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 裁判等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による当期純利益の減少額が直前事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

と見込まれること。

ニ 取引規制府令第50条第4号ロに掲げる事項

d 第2号fに掲げる事実

(a) 法令に基づく処分を受けた場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 法令に基づく処分を受けた日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該処分による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 取引規制府令第50条第5号に定める事項

(b) 法令違反に係る告発がなされた場合

行政庁により法令違反に係る告発がなされた事業部門等の直前連結会計年度の売上高が当該連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

e 第2号kに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 取引規制府令第50条第6号に定める事項

f 第2号lに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 取引先との取引の停止の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該取引の停止による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度

(新設)

d 第2号fに掲げる事実

(a) 法令に基づく処分を受けた場合

法令に基づく処分を受けた日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該処分による売上高の減少額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 法令違反に係る告発がなされた場合

行政庁により法令違反に係る告発がなされた事業部門等の直前事業年度の売上高が上場会社の当該事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

e 第2号kに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前事業年度の末日における純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(新設)

f 第2号lに掲げる事実

取引先との取引の停止の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該取引の停止による売上高の減少額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 取引規制府令第50条第7号に定める事項

g 第2号mに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額（債務の返済期限の延長の場合には、当該債務の額）が直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(b) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結経常利益の増加額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結当期純利益の増加額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 取引規制府令第50条第8号に定める事項

h 第2号nに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 発見された資源の採掘又は採取を開始する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該資源を利用する事業による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 取引規制府令第50条第9号に定める事項

i 第2号qに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

(b) 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

g 第2号mに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額（債務の返済期限の延長の場合には、当該債務の額）が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(b) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による経常利益の増加額が直前事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による当期純利益の増加額が直前事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(新設)

h 第2号nに掲げる事実

発見された資源の採掘又は採取を開始する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該資源を利用する事業による売上高の増加額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

i 第2号qに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、直前事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

(b) 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、直前事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。

(2)の2 連結財務諸表を作成すべき会社でない会

社に対する前(2)の規定の適用については、「連結経常利益」とあるのは「経常利益」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「連結純資産額」とあるのは「純資産額（資産の総額から負債の総額を控除して得た額（控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。）をいう。以下この(2)において同じ。）」と、「連結当期純利益」とあるのは「当期純利益」と、「連結会社の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結会社の債務」とあるのは「債務」とする。

(3) 第1号aに該当する場合で、第三者割当による募集株式等の割当てを行うときの開示は、次のaからcまでに掲げる内容を含めるものとする。

a～c (略)

(削る)

2 第3条（子会社等の情報の開示）関係

(1) 第3条に規定する当取引所が定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからoまでに掲げる区分に従い、当該aからoまでに定めることとする。ただし、第2条第1号qに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

a 第1号aに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該株式交換による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b)～(d) (略)

b～f (略)

g 第1号gに掲げる事項

(新設)

(3) 第1号aに該当する場合で、第三者割当による募集株式等の割当てを行うときの開示は、次のaからdまでに掲げる内容を含めるものとする。

a～c (略)

d その他当取引所が投資判断上重要と認める事項

2 第3条（子会社等の情報の開示）関係

(1) 第3条に規定する当取引所が定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからoまでに掲げる区分に従い、当該aからoまでに定めることとする。ただし、第2条第1号qに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによる。

a 第1号aに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該株式交換による連結会社（上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社をいう。以下この2において同じ。）の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額（連結財務諸表における純資産額をいう。以下この2において同じ。）の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b)～(d) (略)

b～f (略)

g 第1号gに掲げる事項

新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が連結会社の直前連結会計年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

h 第1号hに掲げる事項

(a) 業務上の提携を行う場合

当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合

当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあつては、新たに取得される株式の数が当該子会社等の直前事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であると見込まれること。

ロ (略)

(b) (略)

i ~ k (略)

1 第1号1に掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が連結会社の直前連結会計年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

h 第1号hに掲げる事項

(a) 業務上の提携を行う場合

当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合

当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結財務諸表における資本金の額（以下この2において「連結資本金額」という。）とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあつては、新たに取得される株式の数が当該子会社等の直前事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であると見込まれること。

ロ (略)

(b) (略)

i ~ k (略)

1 第1号1に掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b)・(c) (略)

m 第1号nに掲げる事項

新たな事業の開始の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新たな事業の開始による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が直前連結会計年度の末日における連結会社の固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

n・o (略)

(2) 第3条に規定する当取引所が定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからhまでに掲げる区分に従い、当該aからhまでに定めることとする。ただし、第2条第1号qに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

a (略)

b 第2号bに掲げる事実

(a) 訴えが提起された場合

訴訟の目的の価額が連結会社に係る直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該敗訴による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 訴えについて判決があった場合又は訴えに係

(a) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b)・(c) (略)

m 第1号nに掲げる事項

新たな事業の開始の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新たな事業の開始による売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が直前連結会計年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

n・o (略)

(2) 第3条に規定する当取引所が定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからhまでに掲げる区分に従い、当該aからhまでに定めることとする。ただし、第2条第1号qに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによる。

a (略)

b 第2号bに掲げる事実

(a) 訴えが提起された場合

訴訟の目的の価額が連結会社に係る直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該敗訴による売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 訴えについて判決があった場合又は訴えに係

る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ (略)

ロ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ハ・ニ (略)

c 第2号cに掲げる事実

(a) 仮処分命令の申立てがなされた場合

当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該仮処分命令による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ロ・ハ (略)

d 第2号dに掲げる事実

る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ (略)

ロ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ハ・ニ (略)

c 第2号cに掲げる事実

(a) 仮処分命令の申立てがなされた場合

当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該仮処分命令による売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ロ・ハ (略)

d 第2号dに掲げる事実

(a) 法令に基づく処分を受けた場合

法令に基づく処分を受けた日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該処分による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 法令違反に係る告発がなされた場合

行政庁により法令違反に係る告発がなされた事業部門等の直前連結会計年度の売上高が当該連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

e (略)

f 第2号iに掲げる事実

取引先との取引の停止の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該取引の停止による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

g 第2号jに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額（債務の返済期限の延長の場合には、当該債務の額）が直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(b)・(c) (略)

h 第2号kに掲げる事実

発見された資源の採掘又は採取を開始する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該資源を利用する事業による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

3 第5条（予想値の修正等）関係

(1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして当取引所が定める基準は、次のaからdまでに掲げる区分に従い、当該aからdま

(a) 法令に基づく処分を受けた場合

法令に基づく処分を受けた日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該処分による売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 法令違反に係る告発がなされた場合

行政庁により法令違反に係る告発がなされた事業部門等の直前連結会計年度の売上高が連結会社の当該連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

e (略)

f 第2号iに掲げる事実

取引先との取引の停止の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該取引の停止による売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

g 第2号jに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額（債務の返済期限の延長の場合には、当該債務の額）が直前連結会計年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

(b)・(c) (略)

h 第2号kに掲げる事実

発見された資源の採掘又は採取を開始する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該資源を利用する事業による売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

3 第5条（予想値の修正等）関係

(1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして当取引所が定める基準は、次のaからhまでに掲げる区分に従い、当該aからhま

でに定めることとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

a (略)

b (略)

c 企業集団の経常利益(上場会社が I F R S 任意適用会社である場合は、税引前利益)

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当

でに定めることとする。

a 売上高

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)で除して得た数値が1.1以上又は0.9以下であること。

b 営業利益

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。)であること。

c 経常利益

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。)であること。

d 純利益

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。)であること。

e (略)

f (略)

g 企業集団の経常利益

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当

該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値)で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。)であること。

d 企業集団の純利益(上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、当期利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益)

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値)で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。)であること。

(2) 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する前(1)の適用については、同項中「企業集団」とあるのは「上場会社」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」とする。

(削る)

該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値)で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。)であること。

h 企業集団の純利益

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値)で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。)であること。

(新設)

(2) 第3項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして当取引所が定める基準は、次のaからdまでに掲げる区分に従い、当該aからdまでに定めることとする。

a 売上高

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)で除して得た数値が1.1以上又は0.9以下であること。

b 営業利益

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することと

する。)であること。

c 経常利益

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。

d 純利益

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。

(削る)

9 第18条（適時開示に係る宣誓書）関係

- (1) 第18条に規定する宣誓書には、上場会社の代表者による署名を要するものとする。
- (2) 第18条に規定する当取引所が定める添付書類とは、上場会社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況を記載した書面をいう。
- (3) 前(2)に規定する書面（有価証券上場規程の取扱い要領10の3(2)に規定する書面を含む。）に記載した事項に変更が生じた場合には、当該書面を新たに作成し、当取引所に提出することができるものとする。

9 (略)

10 (略)

10 第20条（書類の提出等）第1項関係

第1項に規定する書類の提出等については、次の(1)から(9)までに定めるところによる。

(1) 開示を要する決定事実に係る書類の提出

上場会社は、第2条第1号に掲げる事項のうち次のaからqまでに掲げる事項について決議又は決定

11 第20条（書類の提出等）第1項関係

第1項に規定する書類の提出等については、次の(1)から(10)までに定めるところによる。

(1) 開示を要する決定事実に係る書類の提出

上場会社は、第2条第1号に掲げる事項のうち次のaからqまでに掲げる事項について決議又は決定

(取締役会で決議したこと(代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、委員会設置会社においては、執行役が決定したことを含む。)をいう。以下この(1)及び次の(2)において同じ。)を行った場合には、当該aからqまでに定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。

a 第2条第1号aに掲げる事項

次の(a)から(g)までに掲げる書類。ただし、第2条の規定により開示を行う場合には、(a)に掲げる書類の提出を要しないものとし、電子開示手續(法第27条の30の2に規定する電子開示手續をいう。以下同じ。)により有価証券届出書及び訂正届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(d)に掲げる書類の提出を要しないものとし、上場外国会社である場合には、当該事項の内容を記載した有価証券変更上場申請書の提出をもって(a)に掲げる書類の提出に代えることができる。

(a)～(f) (略)

(g) 上場会社が第三者割当による募集株式等の割当てを行う場合(割当てを受ける者の全てが上場会社又は当取引所の取引参加者その他の当取引所が適当と認める者である場合を除く。)

には、当取引所所定の「割当てを受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」

当該第三者割当の決議又は決定まで

b～n (略)

nの2 第2条第1号a aに掲げる事項(当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を提出した代表取締役又は代表執行役の異動の場合に限る。)

当取引所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」異動後直ちに

o～q (略)

(2) 開示を要しない決定事実に係る書類の提出

上場会社は、次のaからwまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合(決議又は決定によらずに当該事項が発生した場合を含む。)には、当該aからwまでに定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。

(取締役会で決議したこと(代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、委員会設置会社においては、執行役が決定したことを含む。)をいう。以下この(1)及び次の(2)において同じ。)を行った場合には、当該aからqまでに定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。

a 第2条第1号aに掲げる事項

次の(a)から(g)までに掲げる書類。ただし、第2条の規定により開示を行う場合には、(a)に掲げる書類の提出を要しないものとし、電子開示手續(法第27条の30の2に規定する電子開示手續をいう。以下同じ。)により有価証券届出書及び訂正届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(d)に掲げる書類の提出を要しないものとし、上場外国会社である場合には、当該事項の内容を記載した有価証券変更上場申請書の提出をもって(a)に掲げる書類の提出に代えることができる。

(a)～(f) (略)

(g) 上場会社が第三者割当による募集株式等の割当てを行う場合(割当てを受ける者の全てが上場会社又は当取引所の取引参加者である場合を除く。)には、当取引所所定の「割当てを受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」 当該第三者割当の決議又は決定まで

b～n (略)

(新設)

o～q (略)

(2) 開示を要しない決定事実に係る書類の提出

上場会社は、次のaからxまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合(決議又は決定によらずに当該事項が発生した場合を含む。)には、当該aからxまでに定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。

a～t (略)

(削る)

u (略)

v (略)

w a から前 v までに掲げる事項以外の上場株券に関する権利等に係る重要な事項

取締役会決議通知書又は決定通知書 決議又は決定後直ちに

(3)～(9) (略)

11 第21条 (第三者割当により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等) 関係

第21条に規定する上場会社が行う第三者割当により割り当てられた募集株式の譲渡の報告及びその確約等については、次の(1)から(3)に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 適用除外

この11の規定は、割当ての目的及び態様等を勘案してこの11の規定を適用することが適当でないと当取引所が認めた募集株式については、適用しない。

12 (略)

13 (略)

14 第24条 (会社の代理人等の選定) 関係

(1) (略)

(2) 第24条に規定する代理人又は代表者 (以下この14において「代理人等」という。) の選定が行われた場合には、速やかに代理権又は代表権の付与を証する書面を当取引所に提出するものとし、代理人等を変更した場合にも同様とする。

(3) (略)

15 (略)

a～t (略)

u 第18条若しくは有価証券上場規程第7条の4第1号又は債券に関する有価証券上場規程の特例第6条の2に規定する宣誓書に署名を行った代表者の異動

取締役会決議通知書又は決定通知書 決議又は決定後直ちに

v (略)

w (略)

x a から前 w までに掲げる事項以外の上場株券に関する権利等に係る重要な事項

取締役会決議通知書又は決定通知書 決議又は決定後直ちに

(3)～(9) (略)

12 第21条 (第三者割当により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等) 関係

第21条に規定する上場会社が行う第三者割当により割り当てられた募集株式の譲渡の報告及びその確約等については、次の(1)から(3)に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 適用除外

この12の規定は、割当ての目的及び態様等を勘案してこの12の規定を適用することが適当でないと当取引所が認めた募集株式については、適用しない。

13 (略)

14 (略)

15 第24条 (会社の代理人等の選定) 関係

(1) (略)

(2) 第24条に規定する代理人又は代表者 (以下この15において「代理人等」という。) の選定が行われた場合には、速やかに代理権又は代表権の付与を証する書面を当取引所に提出するものとし、代理人等を変更した場合にも同様とする。

(3) (略)

16 (略)

16 (略)

18の2 第38条の2 (支配株主との重要な取引等に
関する遵守事項) 関係

第38条の2に規定する当取引所が定める者とは、次の(1)から(4)までに掲げる者をいう。

(1) 上場会社と同一の親会社をもつ会社等 (当該上場会社及びその子会社を除く。)

(2) 上場会社の親会社の役員及びその近親者

(3) 上場会社の支配株主 (当該上場会社の親会社を除く。) の近親者

(4) 上場会社の支配株主 (当該上場会社の親会社を除く。) 及び前(3)に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

20 第43条 (議決権行使を容易にするための環境整備)
関係

第43条に規定する当取引所が定める環境整備とは、次の(1)から(6)までに掲げる事項をいう。

(1)～(4) (略)

(5) 株主 (当該株主が他人のために株式を有する者である場合には、当該株主に対して議決権の行使に係る指図権その他これに相当する権利を有する実質的な株主を含む。(6)において同じ。) が電磁的方法により議決権 (議決権の行使に係る指図権その他これに相当する権利を含む。(6)において同じ。) の行使を行うことができる状態に置くこと。

(6) その他株主の株主総会における議決権の行使を容易にするための環境整備に向けた事項

付 則

この改正規定は、平成22年6月30日から施行する。

16の2 (略)

(新設)

20 第43条 (議決権行使を容易にするための環境整備)
関係

第43条に規定する当取引所が定める環境整備とは、次の(1)から(6)までに掲げる事項をいう。

(1)～(4) (略)

(5) 電磁的方法により議決権の行使を行うことができる状態に置くこと。

(6) その他株主総会における議決権行使を容易にするための環境整備に向けた事項

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの
一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（指定替え基準）関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 債務超過</p> <p>a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2(4)aに規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（<u>上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は同取扱い2(4)bに規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額</u>）が負である場合をいう。ただし、<u>上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（当取引所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいう。</u></p> <p>b～d (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成22年6月30日から施行する。</p>	<p>1 第2条（指定替え基準）関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 債務超過</p> <p>a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2(4)aに規定する連結貸借対照表（<u>上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表</u>）に基づいて算定される純資産の額（<u>連結財務諸表規則第93条の規定の適用を受ける会社又は外国会社にあつては、これに相当する額</u>）が負であることをいうものとする。</p> <p>b～d (略)</p> <p>(5) (略)</p>

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（上場廃止基準）第1項関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 債務超過</p> <p>a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2(4)aに規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（<u>上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は同取扱い2(4)bに規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額</u>）が負である場合をいう。ただし、<u>上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（当取引所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいう。</u></p> <p>b～f (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 不適当な合併等</p> <p>a (略)</p> <p>b 次の(a)から(e)までのいずれかに該当する場合は、第9号に規定する「実質的な存続会社でない」と当取引所が認めた場合」には該当しないものとして取り扱う。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 当該上場会社が非上場会社の吸収合併又は非上場会社を完全子会社とする株式交換（非上場会社との間の株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第3号に規定する行為を含む。）その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の</p>	<p>1 第2条（上場廃止基準）第1項関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 債務超過</p> <p>a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2(4)aに規定する連結貸借対照表（<u>上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には、貸借対照表</u>）に基づいて算定される純資産の額（<u>連結財務諸表規則第93条の規定の適用を受ける会社又は外国会社にあつては、これに相当する額</u>）が負であることをいうものとする。</p> <p>b～f (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 不適当な合併等</p> <p>a (略)</p> <p>b 次の(a)から(e)までのいずれかに該当する場合は、第9号に規定する「実質的な存続会社でない」と当取引所が認めた場合」には該当しないものとして取り扱う。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 当該上場会社が非上場会社の吸収合併又は非上場会社を完全子会社とする株式交換（非上場会社との間の株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第3号に規定する行為を含む。）その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の</p>

連結経常利益金額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の経常利益金額とし、当該非上場会社が I F R S 任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益金額とする。）が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の経常利益金額とし、上場会社が I F R S 任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益金額とする。）未満であること。

- (c) 非上場会社から分割による事業の承継又は非上場会社から事業の譲受けその他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ～ハ （略）

ニ 事業の承継又は譲受けの対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の経常利益金額とし、上場会社が I F R S 任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益金額とする。）未満であること。

- (d) （略）

- (e) 当該上場会社が非上場会社との間で株券上場審査基準第4条第3項第5号に規定する行為（吸収分割に限る。）を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ～ハ （略）

ニ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（当該非上場会社が連結財務諸表等提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の経常利益金額とし、当該非上場会社が I F R S 任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益金額とする。）が当該上場会社からの事

連結経常利益金額（当該非上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の経常利益金額）が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の経常利益金額）未満であること。

- (c) 非上場会社から分割による事業の承継又は非上場会社から事業の譲受けその他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ～ハ （略）

ニ 事業の承継又は譲受けの対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、上場会社の最近事業年度の経常利益金額）未満であること。

- (d) （略）

- (e) 当該上場会社が非上場会社との間で株券上場審査基準第4条第3項第5号に規定する行為（吸収分割に限る。）を行う場合において、次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ～ハ （略）

ニ 非上場会社連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額（当該非上場会社が連結財務諸表等提出会社でない場合は、当該非上場会社の最近事業年度の経常利益金額）が当該上場会社からの事業の承継の対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額未満であること。

業の承継の対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額未満であること。

c～h (略)

(9)～(16) (略)

5 第5条(監理銘柄の指定)関係

(1) 当取引所は、上場株券が次のaからyまでのいずれかに該当する場合は、当該上場株券を第5条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、kの2、l、n、o、v又はwに該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。

a～i (略)

j 上場会社が1(7)bの(b)に規定する合併に関する取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)を行ったとき、又は上場会社が合併以外の事由により解散する場合のうち株主総会の決議により解散する場合(1(6)bの(b)の規定の適用を受ける場合を除く。)において当該解散に関する取締役会の決議を行ったとき若しくは上場会社が合併以外の事由により解散する場合のうち株主総会の決議によらずに解散する場合において第2条第1項第8号に該当するおそれがあると当取引所が認めるとき

k 1(8)fに定める猶予期間の最終日までに、1(8)gに定める基準に適合することが確認できない場合(kの2に掲げるときを除く。)

kの2 1(8)fに定める猶予期間の最終日までに、1(8)gに定める基準に適合することが確認できない場合であつて、当該基準に適合しないかどうかの審査を行っているとき

l～q (略)

r 上場会社が1(13)bに規定する株式交換又は株式移転に関する取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)を行った場合

s・t (略)

u 上場会社が1(15)bに規定する株式の全部の取得を行う旨の発表等を行ったとき

c～h (略)

(9)～(16) (略)

5 第5条(監理銘柄の指定)関係

(1) 当取引所は、上場株券が次のaからyまでのいずれかに該当する場合は、当該上場株券を第5条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、l、n、o、v又はwに該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。

a～i (略)

j 上場会社が前1(7)bの(b)に規定する合併に関する取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)を行ったとき、又は上場会社が合併以外の事由により解散する場合のうち株主総会の決議により解散する場合(前1(6)bの(b)の規定の適用を受ける場合を除く。)において当該解散に関する取締役会の決議を行ったとき若しくは上場会社が合併以外の事由により解散する場合のうち株主総会の決議によらずに解散する場合において第2条第1項第8号に該当するおそれがあると当取引所が認めるとき

k 前1(8)fに定める猶予期間の最終日までに、前1(8)gに定める基準に適合することが確認できない場合

(新設)

l～q (略)

r 上場会社が前1(13)bに規定する株式交換又は株式移転に関する取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)を行った場合

s・t (略)

u 上場会社が前1(15)bに規定する株式の全部の取得を行う旨の発表等を行ったとき

v～y (略)

(2) (略)

(3) (1)及び前(2)の場合における監理銘柄への指定期間は、次のaからfまでに掲げる区分に従い、当該aからfまでに定める日から当取引所が当該上場株券を上場廃止するかどうかを認定した日までとする。ただし、(1)wの場合において、次のeに定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年を経過した日以降の日でその都度当取引所が定める日までとする。

a (1)g、j、q及びrの場合

当取引所が上場会社から書面による報告を受けた日の翌日

b (1)a及びbの場合

1(1)a(3(1)において準用する場合を含む。)に定める猶予期間の最終日の翌日

c (1)e、h及びkの場合

1(3)a若しくは3(3)bにおいて準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(3)bに定める期間、1(3)c(3(3)cにおいて準用する場合を含む。)に定める期間、第2条第1項第7号後段に定める期間、1(8)fに定める期間又は1(9)bに定める期間の最終日の翌日

d (1)mの場合

(1)mの(a)に該当した場合は、当該開示を行った日とし、同mの(b)に該当した場合は、当該最終日の翌日とする。

e (1)c、d、f、i、kの2、l、nからpまで及びsからyまでの場合

当取引所が必要と認めた日

f (略)

(4) (略)

6 第6条(整理銘柄の指定)関係

当取引所は、上場株券の上場廃止が決定された場合には、第6条の規定に基づき、当取引所が当該株券の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該株券を整理銘柄に指定することができる。ただし、株券上場審査基準第4条第3項第2号若しくは

v～y (略)

(2) (略)

(3) 前(1)及び(2)の場合における監理銘柄への指定期間は、次のaからfまでに掲げる区分に従い、当該aからfまでに定める日から当取引所が当該上場株券を上場廃止するかどうかを認定した日までとする。ただし、前(1)wの場合において、次のeに定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年を経過した日以降の日でその都度当取引所が定める日までとする。

a 前(1)g、j、q及びrの場合

当取引所が上場会社から書面による報告を受けた日の翌日

b 前(1)a及びbの場合

前1(1)a(前3(1)において準用する場合を含む。)に定める猶予期間の最終日の翌日

c 前(1)e、h及びkの場合

前1(3)a若しくは前3(3)bにおいて準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(3)bに定める期間、前1(3)c(前3(3)cにおいて準用する場合を含む。)に定める期間、第2条第1項第7号後段に定める期間、前1(8)fに定める期間又は前1(9)bに定める期間の最終日の翌日

d 前(1)mの場合

前(1)mの(a)に該当した場合は、当該開示を行った日とし、同mの(b)に該当した場合は、当該最終日の翌日とする。

e 前(1)c、d、f、i、l、nからpまで及びsからyまでの場合

当取引所が必要と認めた日

f (略)

(4) (略)

6 第6条(整理銘柄の指定)関係

当取引所は、上場株券の上場廃止が決定された場合には、第6条の規定に基づき、当取引所が当該株券の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該株券を整理銘柄に指定することができる。ただし、株券上場審査基準第4条第3項第2号若しくは

第4号、同基準第6条第3項第2号若しくは第4号、
1(7)b(a)若しくは(12)a又は4(4)、(6)若しくは(7)
の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

付 則

この改正規定は、平成22年6月30日から施行する。

第4号、同基準第6条第3項第2号若しくは第4号、
前1(7)b(a)若しくは(12)a又は前4(4)、(6)若しく
は(7)の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>3 第4条（株券上場廃止基準の特例）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株券上場廃止基準の取扱い5の規定にかかわらず、被支援会社である上場会社の発行する株券についての監理銘柄の指定については、次のaからcまでのとおり取り扱うものとする。</p> <p>a 当取引所は、被支援会社である上場会社の発行する株券が次の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(a)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、(b)又は(c)に該当する場合は監理銘柄（確認中）に指定する。</p> <p>(a) 株券上場廃止基準の取扱い5(1) <u>kの2</u>、l、n、o、v又はwのいずれかに該当するとき</p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p>b・c (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成22年6月30日から施行する。</p>	<p>3 第4条（株券上場廃止基準の特例）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株券上場廃止基準の取扱い5の規定にかかわらず、被支援会社である上場会社の発行する株券についての監理銘柄の指定については、次のaからcまでのとおり取り扱うものとする。</p> <p>a 当取引所は、被支援会社である上場会社の発行する株券が次の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(a)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、(b)又は(c)に該当する場合は監理銘柄（確認中）に指定する。</p> <p>(a) 株券上場廃止基準の取扱い5(1) l、n、o、v又はwのいずれかに該当するとき</p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p>b・c (略)</p>

債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(削る)</p>	<p><u>3 適時開示に係る宣誓書の取扱い（債券特例第6条の2関係）</u></p> <p><u>(1) 第6条の2に規定する宣誓書には、上場債券の発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者による署名を要するものとする。</u></p> <p><u>(2) 第6条の2に規定する「当取引所が定める者」とは、上場債券の発行者であって、有価証券上場規程第7条の4第1号又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第18条に規定する宣誓書を提出した者のうち、当該者の発行する株券が当取引所において上場廃止となった者をいうものとする。</u></p> <p><u>(3) 第6条の2に規定する「当取引所が定めるとき」とは、次に掲げるときをいうものとする。</u></p> <p><u>a 第6条の2に規定する宣誓書（第2条第1項第6号に規定する宣誓書を含む。次のbにおいて同じ。）に署名を行った代表者又はそれに準ずると認められる者の異動があったとき</u></p> <p><u>b 過去5年間において、第6条の2に規定する宣誓書を提出していないこととなったとき</u></p> <p><u>(4) 第6条の2に規定する「当取引所が定める添付書類」とは、会社情報等の適時開示に係る体制の状況を記載した書面をいうものとする。</u></p> <p><u>(注) (4)に規定する書面（1(3)に規定する書面を含む。）に記載した事項に変更が生じた場合には、当該書面を新たに作成し、当取引所に提出することができるものとする。</u></p>
<p><u>3 有価証券報告書等の適正性に関する確認書の取扱い（債券特例第6条の2関係）</u></p> <p>(1) <u>第6条の2</u>に規定する書面（同条かつこ書きに規定する書面を除く。）には、上場債券の発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者による署名を要するものとする。</p> <p>(2) <u>第6条の2</u>に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書</p>	<p><u>4 有価証券報告書等の適正性に関する確認書の取扱い（債券特例第6条の3関係）</u></p> <p>(1) <u>第6条の3</u>に規定する書面（同条かつこ書きに規定する書面を除く。）には、上場債券の発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者による署名を要するものとする。</p> <p>(2) <u>第6条の3</u>に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書</p>

の作成に関して上場債券の発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者が確認した内容を記載するものとする。

4 (略)

5 (略)

6 監理銘柄の指定の取扱い（債券特例第10条関係）

(1)・(2) (略)

(3) (1)及び前(2)の場合における監理銘柄への指定期間は、次のaからhまでに定めるところによる。

a～f (略)

g (1) gに該当する場合には、次の(a)又は(b)に掲げる時から当取引所が第7条第1項第1号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(a) (1) gの(a)に該当した場合は、当該開示を行った日の当取引所がその都度定める時

(b) (略)

h (2)の規定により監理銘柄へ指定する場合には、上場廃止申請が行われた日から当取引所が当該上場債券を上場廃止するかどうかを認定した日までとする。

(4) (略)

7 整理銘柄の指定の取扱い（債券特例第11条関係）

当取引所は、上場債券が次の各号のいずれかに該当する場合には、第11条の規定に基づき、当取引所が当該債券の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該債券を整理銘柄に指定することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 第8条第1項（5(3)に規定する合併による解散の場合を除く。）に該当する場合

(5) (略)

8 (略)

付 則

この改正規定は、平成22年6月30日から施行する。

の作成に関して上場債券の発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者が確認した内容を記載するものとする。

5 (略)

6 (略)

7 監理銘柄の指定の取扱い（債券特例第10条関係）

(1)・(2) (略)

(3) (1)及び前(2)の場合における監理銘柄への指定期間は、次のaからhまでに定めるところによる。

a～f (略)

g (1) gに該当する場合には、次の(a)又は(b)に掲げる時から当取引所が第7条第1項第1号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(a) 前(1) gの(a)に該当した場合は、当該開示を行った日の当取引所がその都度定める時

(b) (略)

h 前(2)の規定により監理銘柄へ指定する場合には、上場廃止申請が行われた日から当取引所が当該上場債券を上場廃止するかどうかを認定した日までとする。

(4) (略)

8 整理銘柄の指定の取扱い（債券特例第11条関係）

当取引所は、上場債券が次の各号のいずれかに該当する場合には、第11条の規定に基づき、当取引所が当該債券の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該債券を整理銘柄に指定することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 第8条第1項（前6(3)に規定する合併による解散の場合を除く。）に該当する場合

(5) (略)

9 (略)

適時開示に係る宣誓書等を廃止する規則

次の規則を廃止する。

- (1) 適時開示に係る宣誓書（内国会社）
- (2) 適時開示に係る宣誓書（外国会社）
- (3) 適時開示に係る宣誓書（内国債券）
- (4) 適時開示に係る宣誓書（外国債券）
- (5) 適時開示に係る宣誓書（受益証券）

付 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。